

# まちづくり協議会 NEWS



第16号

平成27年10月

[発行] JR芦屋駅南地区まちづくり協議会



## 市から事業区域、事業手法などの提案がありました！

これまでの計画検討会では、住宅・商業・交通・公益の各機能やまちづくりのコンセプトについて意見交換を行ってきましたが、前回（第23回）計画検討会の場で、「具体的なイメージ案」を提案するよう、協議会として市に求めました。

10月17日（土）に開催した第24回計画検討会では、市の方から、事業区域、事業手法、事業主体、計画案についての提案がありました。

### 市からの提案内容

●事業区域：以下に示す「A案」もしくは「B案」（赤の実線の範囲）

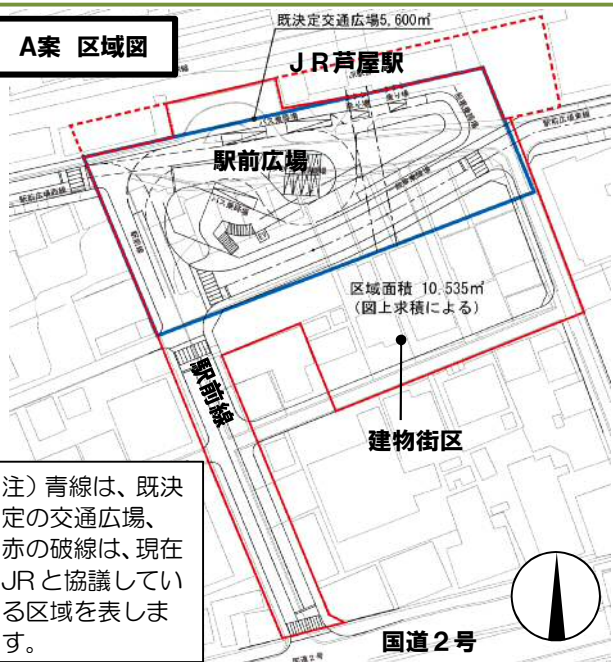
●事業手法：「第2種市街地再開発事業」

●事業主体：「芦屋市」

●計画案：「A案」もしくは「B案」（次頁参照）（ただし、あくまでも現段階の計画のもので。）

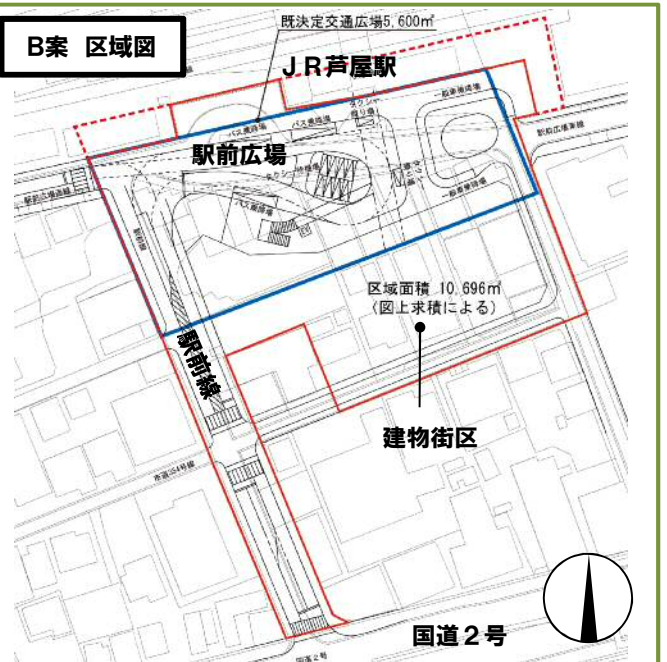
（B案を主として考えていますが、B案は駅前の東西道路をなくすため、ロングライフ前の道路に負担がかかります。負担を和らげるためにロングライフ前の道路の一方通行化を検討します。一方通行化には周辺の方々の理解が必要となりますので、今後、説明等に回らせて頂きます。）

A案 区域図



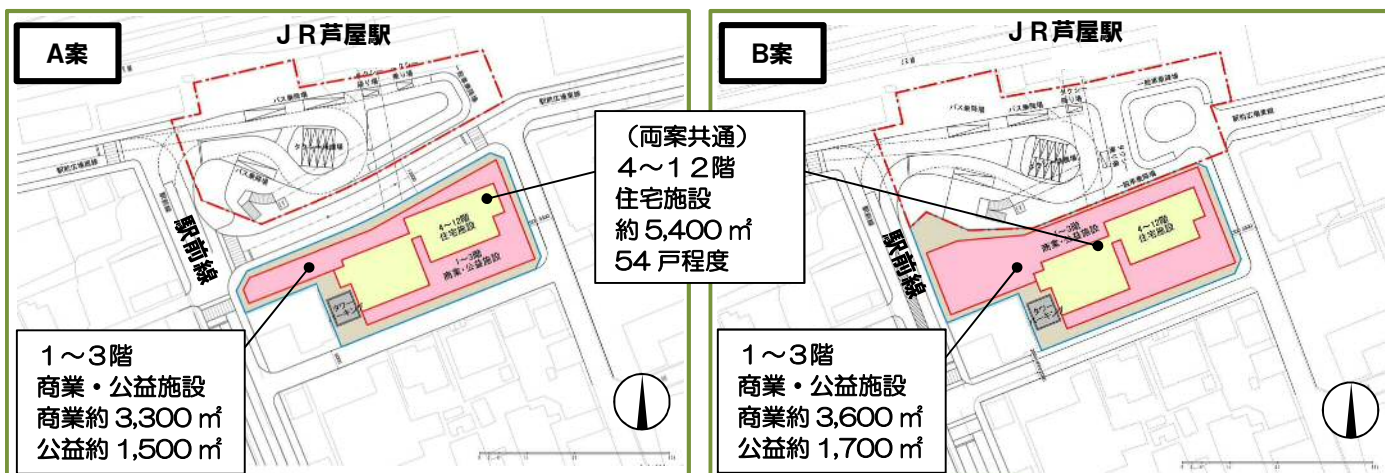
注) 青線は、既定の交通広場、赤の破線は、現在JRと協議している区域を表します。

B案 区域図





# 計画案及び計画検討会での意見内容



## 【主な意見】

- 区域内に残りたいという地権者はどうなるのか。全員の了解は得られているのか。
- B案で東西道路は何故遮断する必要があるのか。遮断することにより、他に影響はないのか。
- この案だけでは意見が言えない。もっと複数案、いろいろな視点から検討すべきだ。
- 現在営業している店舗をできるだけ重視するのがよい。
- 再開発では、管理費、修繕積立金などが高くなると聞かすが、その検討はされたのか。
- 今後、地権者だけで集まる会議なども併行して進めて行くべき。
- JRとの交渉はどうなっているのか。保線区の建物は残るのか。 など

**(まとめ)** 今回、市から、具体的な形の提案がありました。計画案については、今後も引き続き、皆様のご意向、ご意見をいただきながら、検討を加えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。



## お知らせ

### ◆今後の予定◆

#### ■ 第25回計画検討会

日時：平成27年10月31日（土）午前10時00分より

場所：上宮川文化センター 3階 大会議室

#### 内容（予定）

- ・まちづくり計画案と事業の仕組みについて
- ・今後の進め方について など



#### ■お問い合わせ先

JR芦屋駅南地区まちづくり協議会  
(事務局)〒659-8501 芦屋市精道町7-6  
芦屋市都市建設部都市整備課  
☎ 0797-38-2074  
FAX 0797-38-7974  
HP: <http://www.city.ashiya.lg.jp/gairo/jrashiyasouth.html>

JR芦屋駅南地区のまちづくり  
についてご紹介しています!

JR芦屋駅南地区

検索